

# 起業支援補助金募集要領



県内における新たな企業の創出を促進し、地域経済の発展と雇用の確保を図るため、新規起業を目指している起業家の方の、起業に要する経費の一部を最高150万円まで助成します。

## 1 募集の対象となる方

基本的に今まで事業主でなかった方が、募集締め切り日前後12ヶ月以内に新たに中小企業者等（NPO法人は除く）として起業する（した）場合で、次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- (1) 優れたビジネスプランにより起業するものであること
- (2) 起業後の事務所・店舗・工場等が県内にあること
- (3) 起業において新規雇用が確実に発生すること
- (4) 起業の実現が確実であること
- (5) 起業の模範となる事業であること
- (6) 起業する事業が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域社会に寄与するものであること

## 2 募集対象の事業

起業を予定している事業が、農林漁業、医療業（病院等）、金融保険業、風俗営業など、別記業種に該当していないことが必要です。

（詳しくは、最寄りの商工会または商工会議所にお問い合わせください。）

## 3 補助率及び補助金の額

- (1) 事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費については、補助対象経費の1/2以内で、75万円を上限として助成します。
- (2) 人件費は、補助対象経費の1/2以内で、75万円を上限として助成します。
- (3) 補助対象期間は、交付決定日（審査終了後に通知する日）から最大で12ヶ月間です。

※ 補助事業者として採択され、補助金の交付決定通知書が送付された日（交付決定日）以前に契約・発注・支出した費用や、同日以前に雇用している従業員の人件費は対象となりませんのでご注意ください。

また、事業期間が翌年度（平成24年度）に渡る場合は、平成24年3月末までに平成23年度分を一旦精算し、残りの平成24年度分を再度申請する形を取ります。

詳しくは、最寄りの商工会または商工会議所にお問い合わせください。

## 4 補助対象となる経費

起業にあたって、準備段階から必要とする経費のうち、次のものが補助の対象となります。

経費区分	内 容	説 明
事業拠点費	設備費	店舗などの建物にかかる工事等で、内・外装工事、空調設備、電気設備、冷暖房工事、上下水道工事など、事業に必要とする設備費、建物の賃貸に係る家賃（礼金、敷金は除く）。
	機械器具費	作業機械、工作機械、コンベア、パソコン、プリンター、エアコン、ファックス、コピー、業務用冷蔵庫・厨房機器、車両など、事業に必要とする機械器具、備品類（それぞれ中古品は補助対象外、備品は単価3万円以上のものとする）。
	構築物費等 （不動産取得を除く）	建物以外にかかる工事等で、外構工事、駐車場などの舗装工事、野立て・電柱看板、キャノピーなど事業に必要とする構築物費等。
人材育成費	研修費等	従業員（起業する者は含まない）のスキルアップのための研修費（受講料、旅費、講師謝礼、資料代、委託費等）。
広告宣伝費	新聞広告費等	ホームページ、新聞広告、テレビ・ラジオCM、パンフレット・チラシ製作などの宣伝広告に要する経費。
人 件 費	給与等	起業にあたり、県内で勤務させるため新たに雇い入れる者で、雇用保険に加入している者の給与・手当。なお、事業主及び家族専従者の給与、法人の場合における役員報酬は対象外。

## 5 募集期間

第1回募集 平成23年 6月 1日(水)～平成23年 6月30日(木) 必着

第2回募集 平成23年10月 3日(月)～平成23年11月 1日(火) 必着

(注) 各募集の最終日は、午後5時15分を最終提出期限とします。事業計画の内容に誤りや記載不備等が見られる場合もありますので、できるだけ最終日より前に提出確認又は相談をお願いします。

## 6 提出書類

- (1) 「事業計画書」（別紙様式第1号）
- (2) その他審査に必要と思われる書類で、商工会または商工会議所が個別に求めるもの  
例：既に起業している場合は、法人一登記簿謄本・定款（写しで可）、個人一税務署へ届け出た開業届出（税務署の受付印があるものの写し）

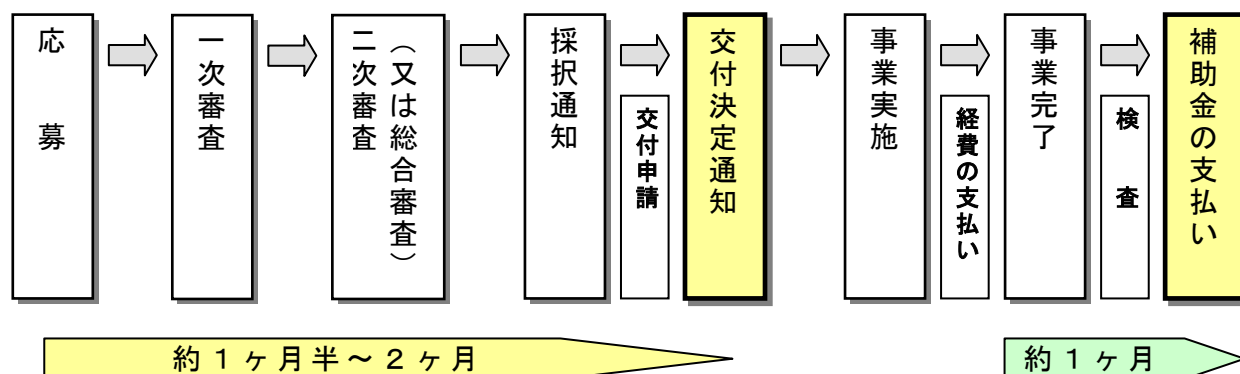
計画書作成に関する相談は随時受け付けていますので、できるだけ事前にご相談ください。

## 7 審査方法

審査委員が応募者を対象に、事業計画書を基にした書類による一次審査及び書類とプレゼンテーションによる二次審査（または、書類及びプレゼンテーションによる総合審査）を行います。

※ 審査結果については、審査終了後、概ね2～3日後に書面にて通知します。

## 8 応募から補助金支払いまでの大まかな流れ



※ 総合審査を実施する場合、一次審査は実施しません。

※ 補助金は事業完了後の精算払いとなりますので、それまでに行う経費の支払いに必要な資金については、別途調達が必要になることをご留意ください。

## 9 応募書類提出、お問い合わせ・相談先

(お問い合わせ先)

<応募書類提出、お問い合わせ・相談先>

かづの商工会 TEL:0186-22-0050	仙北市商工会 TEL:0187-54-2304
北秋田市商工会 TEL:0186-62-1850	大仙市商工会 TEL:0187-75-1041
大館北秋商工会 TEL:0186-55-0406	美郷町商工会 TEL:0187-84-0560
上小阿仁村商工会 TEL:0186-77-3109	よこて市商工会 TEL:0182-42-0406
二ツ井町商工会 TEL:0185-73-2953	ゆざわ小町商工会 TEL:0183-42-2163
三種町商工会 TEL:0185-83-3010	羽後町商工会 TEL:0183-62-1157
藤里町商工会 TEL:0185-79-1529	東成瀬村商工会 TEL:0182-47-2151
白神八峰商工会 TEL:0185-77-3161	
男鹿市商工会 TEL:0185-24-4141	秋田商工会議所 TEL:018-866-6677
湖東3町商工会 TEL:018-852-3460	能代商工会議所 TEL:0185-52-6341
潟上市商工会 TEL:018-877-3456	大館商工会議所 TEL:0186-43-3111
河辺雄和商工会 TEL:018-882-3523	横手商工会議所 TEL:0182-32-1170
由利本荘市商工会 TEL:0184-23-8686	湯沢商工会議所 TEL:0183-73-6111
にかほ市商工会 TEL:0184-38-3350	大曲商工会議所 TEL:0187-62-1262

**別 記 補助対象外とする業種（日本標準産業分類に準拠）**

1 対象外業種

- (1) 農業
- (2) 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
- (3) 漁業
- (4) 金融保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
- (5) 医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所、歯科診療所
- (6) 以下のサービス業等
  - ① 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）により規制の対象となるもの
  - ② 易断所、観相業、相場案内業
  - ③ 競輪・競馬等の競走場、競技団
  - ④ 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業
  - ⑤ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
  - ⑥ 興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
  - ⑦ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
  - ⑧ 宗教
  - ⑨ 政治・経済・文化団体